

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 指 摘 事 項 ア 補助事業の執行を適正に行うべきもの (ア) 知的障害者自立訓練事業補助金 A 補助金の交付額確定時における審査を適正に行うべきもの 補助金の対象経費として、知的障害者自立訓練事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 2 号で指導員の報酬、交通費及び旅費があげられている。一方、指導員の報酬として、法人の職員就業規則及び非常勤職員就業規則に定めのないコロナ慰労金 120,000 円が補助金の実績報告書に計上され、認定されていた。 コロナ慰労金の支給にあたっては、コロナ禍の非常時の対応であることから、要綱上想定されていない状況であったが、法人から神戸市所管局へ事前協議されておらず、神戸市所管局と法人との間で十分な意思疎通が出来ていない点に課題がある。 神戸市所管局は、補助金の執行に関して不明な点がある場合に、法人が事前に相談する体制を整備するとともに、法人が提出した実績報告書の内容が補助金の交付条件に適合するか否かを厳正に審査し、適正な対応をすべきである。	今回のコロナ慰労金のみならず、当該事業の補助金の対象経費として疑義が生じるものについては、支出の趣旨や金額等、事前に協議が必要であることから、その旨を追記した要綱改正を行った。（R6.1.25） 要綱改正の内容を法人に説明するとともに、改めて事前相談や連絡をどのような時に行うかについて再確認した。今後は円滑な意思疎通を図り、適正な審査を行っていく。	措置済
B 事業実施要領を見直すべきもの 補助金の対象経費として、要綱第 3 条第 1 号で訓練生の交通費があげられており、知的障害者自立訓練事業実施要領（以下「要領」という。）第 6 条において、「訓練生に対する交通費は別表 1 に定める基準額を超えて支給しないものとし、かつ合理的な基準で執行しなければならない」とされている。別表 1 では、交通費の基準額を月額 8,500 円としている。 一方で、法人の自立訓練事業概要を見ると、 （6）訓練手当等の支給において、「交通費は、一か月定期を使用することを原則とし、必要最低限度の額が 8,500 円以内の場合は実費とし、8,500 円を超える場合は、超える額の 1/2 を加算する。」と記載されており、法人ではこの独自の基準に基づき、市の要領で定める上限額である月 8,500 円を超えて交通費を支給し、補助金の実績報告に計上していた。	訓練場所は、本市が指定する限られた中から本人の特性にあった場所（環境、作業内容）を選定しており、自宅から訓練場所が遠距離となる者もいる。 交通費の本人の負担増により訓練の機会を奪うことがないよう配慮が必要であることから、本市の要領を法人が定める交通費の基準額に沿った「月額で、必要最低限の額が 8,500 円以内の場合は実費。8,500 円を超える場合は、超える額の 1 / 2 を加算する（10 円未満切り捨て）」と改正した。（R6.1.25） 今後は、要綱・要領に基づく適正な補助金執行を徹底する。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況									
神戸市所管局に確認したところ、補助事業開始時（昭和 61 年度）から、法人の定める交通費の基準額に沿って補助金を交付していたが、平成 25 年度に要綱及び要領を改正した際に、交通費の基準額を 8,500 円と定めた別表 1 を新たに設定してしまったとのことである。 神戸市所管局は要綱、要領に基づく適正な補助金の執行となるよう必要な対策を講じるべきである。											
（イ）障害者福祉増進事業補助金 A 補助金の交付額確定時における審査を適正に行うべきもの 補助金の対象経費は、神戸市障害者福祉増進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条で「補助事業等の実施に必要な経費のうち、別表 1 に掲げる経費とする。」とされており、別表 1 で、補助対象経費と補助対象外経費が定められている。 【神戸市障害者福祉増進事業補助金交付要綱】 （対象経費） 第 5 条 補助対象経費は、補助事業等の実施に必要な経費のうち、別表 1 に掲げる経費とする。ただし、この要綱に定める補助金のほかに国、兵庫県、神戸市及びその他の団体等から補助金等の交付がある場合は、当該補助金等を充当する経費を除くものとする。 （別表 1（第 6 条関係）） <table data-bbox="231 1276 764 1583"> <tr> <th></th><th>補助対象 経費</th><th>補助対象外経費</th></tr> <tr> <td>材料費 等</td><td>資 材 購 入 費、資料や チ ラ シ 等 印刷費、消 耗品費等</td><td>・ 飲食関係費（略） ・ 参加賞費（略） ・ 表彰物品（略） ・ 備品（（略）パソコン、（略）） ・ 他団体への寄付金、分担金、 会費、参加者への現金支出等</td></tr> <tr> <td>～略</td><td>～略</td><td>～略</td></tr> </table> 令和 4 年度の事業実績報告書及び収支決算書を確認したところ、材料費等として、補助対象外経費とされるパソコンの購入費 167,750 円が補助金の実績報告に計上され、神戸市所管局は補助金額を確定していた。 神戸市所管局は、法人が提出した実績報告書の内容が補助金の交付条件に適合するか否かを厳正に審査するとともに適正な対応をすべきである。		補助対象 経費	補助対象外経費	材料費 等	資 材 購 入 費、資料や チ ラ シ 等 印刷費、消 耗品費等	・ 飲食関係費（略） ・ 参加賞費（略） ・ 表彰物品（略） ・ 備品（（略）パソコン、（略）） ・ 他団体への寄付金、分担金、 会費、参加者への現金支出等	～略	～略	～略	指摘事項のとおり、パソコンの購入費は補助対象外であるところ、実績報告書や領収書の検査の際に見落としていたため、誤った金額で補助額を決定していたものである。 該当経費については、法人に対し速やかに返金を求め、既に収入済みである。 同様の見落としを防ぐため、審査の際、チェックするポイントが確認できる事務処理フローを作成した。 今後は、適正な審査を行っていく。	措置済
	補助対象 経費	補助対象外経費									
材料費 等	資 材 購 入 費、資料や チ ラ シ 等 印刷費、消 耗品費等	・ 飲食関係費（略） ・ 参加賞費（略） ・ 表彰物品（略） ・ 備品（（略）パソコン、（略）） ・ 他団体への寄付金、分担金、 会費、参加者への現金支出等									
～略	～略	～略									

令和5年度財政援助団体等監査（監査対象：一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
イ 補助金等の交付額の確定等を行うべきもの 知的障害者自立訓練事業補助金について、申請を受けて概算払で交付し、補助事業完了後に提出された事業報告書及び収支決算書で返還額が生じたことから、神戸市所管局は返還額の調定決議を行い法人に納付書を送付していたが、補助金額の確定を行わず、また法人に対して交付金額確定通知書を送付していなかった。 補助金規則第15条第1項に補助事業者等からの実績報告について定めており、同規則第16条第1項には、その報告を受けた場合は書類の審査や現地調査等を行ったうえで、補助金等の交付額を確定し、補助事業者等に通知することを規定している。 一方、神戸市補助金等の交付に関する規則の手引き（令和5年4月改定）において、実績報告書は、「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金等交付の終了、是正措置のいずれをとるべきかを判断するために提出させるもの」であり、補助金等の額の確定とは、「最終的に交付すべき補助金等の額を決定する手続き」で、「交付決定した金額と同額を交付するのか、もしくは変更を加える必要があるかどうかを判断」するとしている。 また、履行確認の方法の項目には、『『履行確認』とは補助事業等が適切に履行されたかどうかの確認を指し、補助金額を確定することまでは含みません。』としている。 神戸市所管局は、実績報告を受けたのち速やかに、補助金等の交付額の確定を行うべきであり、補助金の返還に伴い、交付額が変更になった場合は、法人に通知すべきである。また、当該補助金の要綱に、交付額の確定及び補助対象団体への通知に関する規定がないが、担当職員が適正な事務手続きを行うためにも、神戸市補助金等の交付に関する規則（以下「補助金規則」という。）に基づき、必要な手続きをあらかじめ要綱で定めておくべきである。	神戸市補助金等の交付に関する規則に基づき、補助金額の確定や確定通知に関する規定及びそれに伴う様式を定める要綱改正を行った。 （R6.1.25） また、審査の際、担当職員がチェックするポイントが確認できる事務処理フローを作成した。今後は、これに基づき適正な審査を行っている。	措置済

令和 5 年度財政援助団体等監査（監査対象：一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(2) 意 見 ア 知的障害者自立訓練事業補助金の審査について 知的障害者自立訓練事業補助金の補助対象経費は、要綱第 3 条により、(1) 訓練生に係る手当、(2) 指導員等の人件費、(3) 事務費とされており、現在の補助金の確定審査においては、神戸市所管局は法人から提出された書類と聞き取りにて確認しているとのことだが、先の指摘事項にもあるように、補助対象要件を満たさない経費を認定している事例や、要領で定める基準と実際に交付している基準の齟齬に長期間気付かない等、実績確認が十分に行われているとは言えない状況である。 神戸市所管局は、交付した補助金額の正当性について説明責任が果たせるよう、現地審査の実施や、交付申請書や実績報告の様式の明瞭化、及び不足している添付資料の提出を求めるなど、補助金規則及び補助金交付要綱に基づく手続が徹底されるよう審査方法の改善について検討し、確実な審査の実施に努められたい。	補助金額の正当性について、十分に審査が実施できるよう、申請書や報告書の様式を明瞭化する要綱改正を行った。(R6.1.25) また、審査方法について研修や周知を行い、提出された必要書類の確認、聞き取りのみでなく、実地調査を適宜行うこととするなど、改善を図った。	措置済
イ 知的障害者自立訓練事業会計が負担すべき共通経費について 法人では主に神戸市からの補助金で運営している自立訓練事業のほか、短期入所サービス事業、放課後等デイサービス事業、指定特定相談支援事業を実施しており、それらの事業に係る共通経費については、要綱等に規定はなく、記録等も残っていないが、平成 20 年度に神戸市所管局と法人で協議した基準に基づいて自立訓練事業補助金から執行しているとのことであった。 各事業に共通する経費については、事業規模、事務量、使用頻度等を勘案し、神戸市所管局は、補助対象経費を算出する際に認める共通経費の考え方や按分率について、あらためて基準を明確にされたい。	各事業に共通する物件費や人件費については、改めて法人と協議し、按分率について、業務量や兼務の職員が当業務に従事する割合により、物件費 30%、人件費 40%とすることと決定した。 法人内での業務の割合は変動要素でもあるため、今後、按分率の変更が必要となった場合は、事前に協議を行い、必要な事務手続きをとり決定していく。	措置済